

★アンケート★ あなたは青森県内のタクシーを全面禁煙にすることに賛成？ 反対？

- 賛成 (全てのタクシーを全面禁煙にする)  
 反対 (全車禁煙ではなく一部に喫煙車を残すなど)

ご意見があればご自由にお書き下さい

( )

あなたの 性別  男性  女性  
年齢  10 - 19歳  20 - 29歳  30 - 39歳  40 - 49歳  
 50 - 59歳  60 - 69歳  70 - 79歳  80歳以上  
住所  県内  県外  
タバコ  吸わない  以前吸っていたがやめた  喫煙している  
職業 ( ) ※自由記載

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

※このアンケートの結果は2009年5月31日に開催される世界禁煙デー記念シンポジウム in 青森（青森市アウガ）において発表し、報道機関にも公表される予定です。

青森県タバコ問題懇談会 青森市松原1-2-12 TEL : 017-722-5483 FAX : 017-774-1326 <http://aaa.umin.jp/>

【参考資料】

(1) 全国のタクシー全面禁煙化実施状況

- ① 全面禁煙化実施済み (35) : 秋田、山形、福島、新潟、群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄
- ② 実施決定 (1) : 宮城
- ③ 未実施 (11) : 北海道、**青森**、岩手、大阪、和歌山、兵庫、鳥取、島根、広島、山口、長崎

(2) WHOタバコ規制枠組み条約（2005年2月発効）「受動喫煙防止ガイドライン」 <概要>

- ① 受動喫煙の健康被害は明白に証明され、どこまでなら安全というレベルはなく、微量でも危険
- ② 例外なく全ての屋内公的施設で、従業員を含む全ての人を受動喫煙から守らなければならない  
注) 飲食店、ホテル、**タクシー**などを含む
- ③ 受動喫煙から人々を守るためには罰則のある法律が必要（実施期限は2010年2月）

(3) 健康増進法（2003年5月施行）「第25条 受動喫煙の防止」 <概要>

「学校、事務所、官公庁、飲食店その他多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止するための措置を講ずるように努めなければならない」（罰則なし）

\* 「その他の施設」には駅、バスターミナル、商店、ホテル、屋外競技場、鉄道車両、バス、**タクシー**、航空機、旅客船などが含まれる。（厚生労働省健康局長通知）

青森県タバコ問題懇談会 青森市松原1-2-12 TEL : 017-722-5483 FAX : 017-774-1326 <http://aaa.umin.jp/>